

送信枚数:この用紙を含め 1枚

平成30年4月4日

報道機関 各位

佐渡市職員の懲戒処分等のお知らせ(プレスリリース)

日頃、佐渡市行政に多大なるご理解を賜り厚く御礼申し上げます。
地方公務員法第29条の規定に基づき、本日付けで、下記のとおり職員の懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

記

事案の概要	当該職員が、佐渡市が入札を執行した配水管敷設替詳細設計業務委託に関し、いわゆる官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害により逮捕起訴され、初公判において起訴内容を認めたもの。	
被処分者所属及び処分内容等	総務部総務課(前建設部上下水道課水道工務係) 主任 信田 薫 (41歳)	免職
特記事項	市長のコメント 職員には日頃から綱紀肅正を求めていたにもかかわらず、職員が公務の信用を著しく失墜させる官製談合防止法違反等の容疑で逮捕、起訴されるという事件が発生し、法令を遵守すべき市職員がこのようなことを起こしたことは、市民の皆様の信頼を著しく損なうものであり、心からお詫び申し上げます。 市民の皆様の信頼を回復するために、職員一人ひとり更に気を引き締め、公務員としての自覚、法令遵守を徹底するよう取り組んでまいります。	
担当	総務部総務課 本間、桑崎	
連絡先	TEL 0259 - 63 - 3111 FAX 0259 - 63 - 3300	

佐渡市総務部総務課
広報戦略室広報広聴係
Tel: 63-5139
Fax: 63-3300